

(趣旨)

第1条 この告示は、市民一人一人が互いの人権を尊重し、性の多様性や個々の事情による多様な生き方を認め合い、共に支え合う社会の実現に向け、法的に婚姻が認められていない同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを進めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方若しくは双方が多様な性的指向若しくはジェンダーアイデンティティを持つ2人の者、又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の関係にある2人の者で、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を送っている若しくは継続的な共同生活を行うことを約束した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、子(養子を含む。)、親(養親を含む。)その他市長が認める者を家族として協力している又は協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、所定の手続きによりパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあることを宣誓することをいう。
- (4) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (5) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(宣誓対象者の要件)

第3条 宣誓することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。ただし、単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情により、一時的に市外に住所を有する場合はこの限りではない。
 - ア 宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有していること。
 - イ 宣誓をしようとする者の一方が市内に住所を有し、かつ、もう一方が次条第1項の規定によりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を市長に提出した日(以下「宣誓日」という。)から2週間以内に本市への転入を予定していること。
 - ウ 宣誓をしようとする者の双方が宣誓日から2週間以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者がいないこと(事実上の婚姻関係にある者を含む。)及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条に規定する婚姻をすることができないとされている近親者でないこと。ただし、双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている

る、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

2 ファミリーシップ対象者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し(単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情により、一時的に市外に住所を置く場合を含む。)、又は2週間以内に本市への転入を予定していること。
- (2) パートナーシップ関係にある者以外の者とファミリーシップの関係にないこと。
- (3) 満15歳以上の子、親等の場合は、ファミリーシップにあることに同意していること。
- (4) 未成年の子の場合は、パートナーシップ関係にある者の一方又は双方と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に必要な事項を自ら記入し、次に掲げる書類(宣誓日前3箇月以内に発行されたものに限る。)を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し(本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)
- (2) 前条の要件を満たすことがわかる戸籍謄本又は戸籍抄本(宣誓しようとする者の一方又は双方が外国籍である場合は、外国の官憲の発行する婚姻要件具備証明書等及び当該書類に係る日本語の翻訳文)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、前項の書類のほか、次に掲げる書類(宣誓日前3箇月以内に発行されたものに限る。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本その他のファミリーシップ対象者である事実を確認することができる書類
- (2) ファミリーシップ対象者が満15歳以上の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する同意書(様式第2号。以下「同意書」という。)
- (3) ファミリーシップ対象者が満15歳未満の子である場合は、パートナーシップの宣誓をする者のうち少なくとも一方と生計が同一であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書(様式第3号。以下「宣誓証明書」という。)の表示される氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の表示を希望するときは、宣誓書を提出する際に、社会生活上、当該通称を使用していることを確認することができる書類を2点以上提示することにより表示することができる。

4 宣誓書の受付及び宣誓証明書の交付に関する事務は、市民部生活環境課において行うものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、別表第1に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

2 前項に規定する書類の提示を受けることが困難であるときは、別表第2に掲げる書類の

いずれか2点以上の提示を求めるものとする。

(宣誓証明書の交付)

第6条 市長は、第4条の規定による宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿(様式第4号)への登録を行うとともに、宣誓者に対して宣誓証明書及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード(様式第5号)(以下「証明書等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、宣誓しようとする者が第4条第3項の規定により通称の使用を希望するとき、証明書等に表示する氏名について、当該通称及び戸籍に記載された氏名を表示するものとする。

(宣誓書の記載事項変更)

第7条 第4条第1項の規定により提出した宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第6号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(証明書等の再交付)

第8条 第6条第1項の規定により証明書等の交付を受けた者が当該証明書等を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第7号)を提出することにより証明書等の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による記載事項の提出を受けた場合は、必要に応じて証明書等を再交付するものとする。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第8号)に、交付を受けた証明書等を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 当事者の一方が死亡したとき。

(3) 当事者の一方又は双方が市外に転出したとき(単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く)。

(宣誓に対する申立て)

第10条 宣誓書に氏名等を記載されたファミリーシップ対象者は、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第9号。以下「申立書」という。)を提出することにより証明書等から当該氏名等を削除するよう申立てをすることができる。

2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、既に交付している証明書等の返還を受けたうえで、当該ファミリーシップ対象者の氏名等を再交付するものとする。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(2) 宣誓者が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方が転入予定として宣誓した場合、転入日から1箇月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき。

(4) 証明書等の不正利用(複製、改ざん等を含む。)、濫用、又は公序良俗に反する使用が発覚したとき。

2 前項の規定により無効とした宣誓に係る宣誓者は、証明書等を返還しなければならない。

3 第1項の規定により無効とした宣誓に係る証明書等の交付番号は、市ホームページ内掲載その他の方法により公表するものとする。

(福島県との連携)

第12条 福島県が実施するパートナーシップ制度により交付を受けたパートナーシップの届出を証する書類については、本市の行政においては、この告示による証明書等と同様の効力があるものとして取り扱うものとする。

(他の自治体との連携協定)

第13条 宣誓者の利便性の向上のため、市長は、この告示によるパートナーシップ・ファミリーシップ制度に類する制度を実施している他自治体との連携協定等を締結することができるものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月2日から施行する。

別表第1(第5条関係)

個人番号カード
旅券
運転免許証
身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳
在留カード
特別永住者証明書
官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、顔写真が貼付されたもので市長が適当と認めるもの

別表第2(第5条関係)

国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者証
介護保険の被保険者証
健康保険日雇特例被保険者手帳
国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証

私立学校教職員共済制度の加入者証
国民年金手帳
国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
共済年金又は恩給の証書
児童扶養手当証書
特別児童扶養手当証書
官公署が発行した書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの
法人(国及び地方公共団体の機関を除く。)が発行した身分証明書であって、顔写真が貼付されたもの
学生証であって、顔写真が貼付されたもの
上記に掲げる書類に類するものであって、市長が適当と認めるもの